

使用者コード

受付番号

承

号

様式第12号(第14条関係)

堺市立霊堂納骨壇使用承継申請書

年 月 日

堺市長殿

申請者 続柄 使用者の

(承継者) 住所

フリガナ

氏名

実印

電話番号

生年月日

年

月

日生

堺市立霊堂納骨壇の使用権を承継したいので、堺市立霊堂条例施行規則第14条の規定により、次のとおり申請します。

納骨壇番号	使用許可期間	<input type="checkbox"/> 8年	<input type="checkbox"/> 30年
		<input type="checkbox"/> 50年	
使用許可年月日	年 月 日		
許可期間満了日	年 月 日		
使用者住所			
使用者氏名			
祭壇の様式			
承継理由	<input type="checkbox"/> 使用者死亡のため <input type="checkbox"/> その他申立書のとおり <input type="checkbox"/> 使用者死亡に伴う別紙申立書のとおり		

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
- (2) 使用者の死亡による承継の場合は、これを証明する書類
- (3) 印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類

申請に当たっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。

- 使用に当たっては、堺市立霊堂条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。
- 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。
- 堺市暴力団排除条例に基づき、本施設等の使用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。

注意：堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

本件、使用を許可してよろしいか。

文書分類番号

年度	起案日	令和 年 月 日	参事	主査	起案者
	決裁日	令和 年 月 日			
	施行日	令和 年 月 日			
			公印使用		承継手数料
					500円
公印使用日		令和 年 月 日			

堺市立霊堂納骨壇使用者死亡による承継申請手続きに必要な書類

【使用者の配偶者(妻又は夫)が承継する場合】

- 1 堺市立霊堂納骨壇使用承継申請書 ※使用印鑑はすべての書類に実印を押印してください。
- 2 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
※堺市立霊堂納骨壇使用許可証がない場合は、堺市立霊堂納骨壇使用許可証紛失届(承継申請用)に記入してください。
- 3 承継者の誓約書
※同意者の欄は記入不要です。
- 4 承継者の印鑑登録証明書
- 5 使用者の死亡事項が記載されており、使用者と承継者の関係がわかる戸籍等の証明
- 6 手数料 500円

【配偶者ありで使用者の子供が承継する場合】

- 1 堺市立霊堂納骨壇使用承継申請書 ※使用印鑑はすべての書類に実印を押印してください。
- 2 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
※堺市立霊堂納骨壇使用許可証がない場合は、堺市立霊堂納骨壇使用許可証紛失届(承継申請用)に記入してください。
- 3 承継者の誓約書
※同意者の欄は配偶者の住所・氏名を記入のうえ、実印を押印してください。
- 4 印鑑登録証明書(承継者及び同意者の証明書が各1通必要です。)
- 5 使用者の死亡事項が記載されている戸籍等の証明 ・使用者と承継者の関係がわかる戸(除、原)籍等の証明 ・承継者と同意者の関係がわかる戸(除、原)籍等の証明
注(上記の内容が同籍内で明らかである場合は、割愛も可能)
- 6 手数料 500円

【配偶者なしで使用者の子供が承継する場合】

- 1 堺市立霊堂納骨壇使用承継申請書 ※使用印鑑はすべての書類に実印を押印してください。
- 2 堺市立霊堂納骨壇使用許可証
※堺市立霊堂納骨壇使用許可証がない場合は、堺市立霊堂納骨壇使用許可証紛失届(承継申請用)に記入してください。
- 3 承継者の誓約書
※同意者の欄には、兄弟姉妹の中の1人の同意代表者の実印を押印してください。
- 4 印鑑登録証明書(承継者及び同意者の証明書が各1通必要です。)
- 5 使用者の死亡事項が記載されている戸(除)籍等の証明 ・使用者と承継者の関係がわかる戸(除、原)籍等の証明 ・承継者と同意者の関係がわかる戸(除、原)籍等の証明
注(上記の内容が同籍内で明らかである場合は、割愛も可能)
- 6 手数料 500円

注意:印鑑登録証明書については、直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(ただし、免許証等で印鑑登録証書の住所と現住所が同じことが確認できる場合は3ヶ月以上のものでも受け付けます。)

【その他、承継についてご不明な点がある場合は下記までご相談ください。】

《郵送による届け出の場合の注意事項》

1. 返信用切手84円分を同封してください。
※ただし、返信する際に、料金が不足する場合には、ご負担をお願いします。
2. 手数料500円は、郵便局で定額小為替500円を購入し同封してください。

郵送先・お問い合わせ先

〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

堺市霊園・堺市立霊堂

電話 (072)292-7455

ファックス (072)292-4431

誓 約 書

堺 市 長 殿

名義の納骨壇を 名義に変更することにつきまして、この変更許可を受けた後、万一他の親族から当該名義変更許可について異議申立てがあったときは、当方において責任をもって解決し、貴市に対して迷惑をかけないことを約すると共に当該異議申立ての結果貴市において必要と認められる場合は、この変更許可又は納骨壇使用許可の取消しの処分をうけても何等異存ありません。

なお、下記条例事項についても遵守し、違反したときは、使用許可の取消し又は使用権が消滅しても異議のないことを誓約します。

また、祭祀主宰者が不存在又は不明の場合は、堺市立霊堂管理者を特別縁故者に指定するとともに、特別縁故者が、焼骨を7年間一時収蔵施設に保管し、それ以後は無縁塔等へ収蔵し、又は埋蔵し、合祀することに同意します。

令和 年 月 日
~~平成~~

納骨壇番号 ー

同意者 住所

氏名 実印

承継者 住所

氏名 実印

(参考) 堺市立霊堂条例 抜粋

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可（継続使用の許可を含む。以下同じ。）を取り消すことができる。

- (1) 納骨壇又は付属施設を使用目的以外に使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、又は他人に使用させたとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めるとき。
- (4) 使用料を納付しないとき。
- (5) 納骨壇の使用者が3年分以上管理料を納めないとき。
- (6) 霊堂の維持管理上著しい支障があると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、法令、この条例若しくはこれに基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

(使用権の消滅)

第15条 納骨壇の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用権は、消滅する。

- (1) 使用者の死亡の日から起算して3年以内に第14条第1項（納骨壇の使用者が死亡したときは、その祭しを主宰すべき者は、市長の承認を受けてその使用者権を承継することができる。）の規定による使用権の承継がないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき。

堺市立霊堂納骨壇使用許可証紛失届 (承継申請用)

今般、堺市立霊堂納骨壇使用許可証を紛失いたしましたので、
紛失届を提出いたします。

令和 年 月 日

堺市長 殿

納骨壇使用場所

—

使用者 住所

氏名

実印